

令和5年度 第1回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会
— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和5年度第1回茨木市都市計画審議会
開催日時	令和5年7月10日(月)10時00分開会・11時35分閉会
開催場所	南館8階中会議室
会 長	澤木 昌典
出席者	<p>[委 員]</p> <p>澤木 昌典、吉田 友彦、岡井 有佳、長谷川 路子、 冨田 陽子、栗尾 尚孝 <以上学識経験者> 下野 巖、安孫子 浩子、塚 理、大村 卓司、山下 慶喜、 桂 睦子、河本 光宏、長谷川 浩、円藤 こずえ <以上市議会推薦> 小山 卓爾郎 <以上関係行政機関の職員> 諸橋 理江、藤本 尚久 <以上市民></p> <p>(以上、計 18名)</p>
欠席者	吉田 長裕、朝田 充
事務局	福岡市長、足立副市長、河井副市長、秋元都市整備部長、 福井都市整備部次長兼都市政策課長、杉浦都市政策課長代理
議題(案件)	<ol style="list-style-type: none"> 1 茨木市都市計画審議会会長の選出について 2 茨木市都市計画審議会常務委員会(生産緑地地区)の設置について 3 報告 <ol style="list-style-type: none"> ①都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定骨子案について ②景観計画の変更について
傍聴者	2名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○杉浦課長代理	ただ今から令和5年度第1回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	(あいさつ)
○杉浦課長代理	本日の出席状況であるが、委員総数20名のところ、出席者は18名となっており、茨木市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、会議は成立している。また、本日は2名の方が傍聴されている。 本日は今年度1回目の茨木市都市計画審議会のため、委員の皆様を紹介する。 (学識経験者、関係行政機関の職員、市民委員、市議会推薦委員を順次紹介)
	1 茨木市都市計画審議会会長の選出について
	それでは、今年度の本審議会の会長の選出をお願いする。本審議会の会長は茨木市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、学識経験者の中から委員の選挙により定める。立候補かご推薦があればお願いしたい。
○栗尾委員	昨年度も会長を務めておられた澤木委員が適任である。
○杉浦課長代理	他に立候補又はご推薦はあるか。 (他に候補者なし)
○杉浦課長代理	他に候補者はおられないので、澤木委員を会長とすることに賛成の委員は、挙手をお願いする。 (全委員挙手)
○杉浦課長代理	全委員が賛成であるので、澤木委員に茨木市都市計画審議会会長をお願いする。以後、本審議会の進行を澤木会長にお願いする。
○澤木会長	茨木市では今後も重要な都市計画に関する審議が控えているため、活発かつ慎重な審議に協力をお願いする。 さて、茨木市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>その職務を代理することとなっている。ここで、私より代理の方を指名したい。本審議会での経験年数が長い吉田友彦委員にお願いする。</p>
	<p>2 茨木市都市計画審議会常務委員会（生産緑地地区）の設置について</p>
○澤木会長	<p>本日は、はじめに本審議会における常務委員会の設置について諮る。まず、事務局より説明をお願いします。</p>
○杉浦課長代理	<p>(事務局説明)</p>
○澤木会長	<p>事務局より、「生産緑地地区に関する常務委員会」の設置について、説明があった。 何か意見や質問はあるか。 (意見・質問なし)</p>
○澤木会長	<p>案のとおり、「生産緑地地区に関する常務委員会」を設置することについて、ご異議はないか。 (異議なし)</p>
○澤木会長	<p>それでは、案のとおり常務委員会を設置する。 審議会条例第8条では、「常務委員会は、会長及び会長が指名する委員及び臨時委員、専門委員若干人で組織する」こととなっているため、私から委員を指名させていただく。 生産緑地地区に関する常務委員会の委員は、学識経験者として吉田友彦委員、岡井委員、長谷川路子委員、また、臨時委員として、本市の農業施策に精通している、小濱委員、岡本委員、以上5名に私を加えた6名とする。</p>
	<p>3 報告 ①都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定骨子案について</p>
○澤木会長	<p>続いて、報告案件に移る。 一つ目の「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定骨子案について」、先日開催した常務委員会における議論の状況に関して事務局から報告を受ける。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○桂委員	<p>3点教えていただきたいことがある。1点目、常務委員会での長谷川路子委員の意見と同様、資料2-3の12ページで「市民と共に考え、創り育てるまち」というフレーズが気になった。現行計画は、自分が住む地域が今後どうあるべきかを含め、住民が主体的に考える機会にしていこうという点が重視されていると理解している。今回の改定で計画における主語は誰になるのか、主語について整理をお願いしたい。</p> <p>2点目、資料2-1でスケジュールが示されているが、庁内・市民等の欄を見ると庁内に重きを置いているように感じる。これまでの計画策定においては、計画案の段階で14の中学校区で説明会をしたと記憶しているが、今回の改定における住民説明の考え方について教えていただきたい。</p> <p>3点目、資料2で都市計画マスタープランの1章と2章のつながりがわかりにくいという意見があったが、常務委員会で具体的にどのような意見があったのかを教えていただきたい。</p>
○福井次長	<p>1点目について、平成17年に行った市民まちづくり会議で出された「市民が考えるまちの姿」を実現していくことが、都市計画マスタープランの目指すところであると考えている。行政計画である都市計画マスタープランの基本的な主体は行政になるが、今回の改定においては、市民と共に創っていくという趣旨で整理していきたいと考えている。</p> <p>2点目について、前回改定以降、ワークショップや社会実験等により市民と共にまちづくりを行ってきた経過があり、次期総合計画の改定の中でもワークショップを実施する予定と聞いているので、今回の改定においては、それらの意見等を踏まえて作成したいと考えている。また、今回は地域別構想を作成する予定であり、地域の方々と対話できる機会を検討している。これまでの説明会のように平日の夜にコミュニティセンター等で限定的に開催する形式ではなく、例えば平日の昼間にたくさんの人が集まるような場所でパネル展示しながら意見交換する等、多種多様な意見をもらえる方法について検討していきたい。</p>
○澤木会長	<p>本市は市民と若手職員による意見交換会などによる住民参加型の計画策定といったフューチャーデザインの先駆的な取組を実践し、都市計画マスタープランに反映してきたと理解している。都市計画マスタープランの基本的な主語は市ではあるが、市と市民と一緒に創っていくという意味では、市民も主語になると考える。これまで市民と共にまちづくりを行って</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○長谷川路子委員	<p>きた過程が、本市の貴重な財産であると考え。また、当時はタウンミーティングのような各地域でのワークショップは出来なかったが、その後は各地域にも展開され、住民参加型のまちづくりが発展してきている。その流れを受けて計画の改定を進めていきたい。</p> <p>3点目の質問については、長谷川路子委員から説明をお願いする。</p> <p>3点目について、資料2-3の13ページに都市づくり戦略が4つ記載されている。例えば、民間企業の経営戦略であれば、将来ビジョンの実現に向けた方向性が戦略に該当する。今回の改定骨子案では、1章に掲げている「市民と共に考え、創り育てるまち」と「暮らし続けたい、暮らしてみたいまち」がビジョンに該当するが、ビジョンについてもう少し具体的に示していただきたいとお伝えした。</p> <p>また、ビジョンと戦略を考えた際に、例えば、戦略①の「「やま」と「まち」を活かす・つなぐ」は、「人を活かすビジョン」と「暮らしを活かすビジョン」にどのように繋がっているのか、文章だけだとわからないので、もう少し具体的に示していただきたいとお伝えした。</p>
○澤木会長	<p>1章のビジョンの明確化については、今までワークショップや社会実験等の市民参画により積み重ねてきた具体的な将来像があると思うので、常務委員会の委員にも理解していただきながら、2章の都市づくり戦略に展開していただきたい。</p> <p>また、1章と2章とのつながりについては、1章のビジョンを受けた形で、資料2-3の13ページの現行計画にあるような「都市構造・土地利用の考え方」が記載されていることが多いが、この部分を省略して魅力・強みからいきなり戦略に繋がっているような印象を受けた。</p>
○福井次長	<p>5月の常務委員会では改定骨子案ということでキーワードを中心に提示したので、関連性を明確に示すことができなかった。次回の常務委員会ではご指摘の内容を踏まえて提示したい。</p>
○大村委員	<p>資料2-3の13ページで本市の魅力・強みとして、「恵まれた交通・立地条件」があり、そのうえで14ページに「新たな交通手段などによる交通移動支援の検討」、16ページに「新たな交通手段による回遊性向上」という記載がある。この新たな交通手段というのは、今後の技術革新等を受けて漠然としたものを示しているのか、それともやまとまちを繋ぐための新たな交通を具体的にイメージされているのか、説明いただきたい。</p>
○福井次長	<p>新たな交通手段については、現時点で具体的に想定しているものではな</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	く、近年の技術革新等を踏まえて方向性を示したものである。今後、交通関係の部署とも調整しながら記載内容を検討していきたい。
○澤木会長	<p>その他、何か意見や質問はあるか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
○澤木会長	意見、質問がないようなので、これで質疑を打ち切る。来年度末の改定に向け取組みを進めていくので、よろしくお願いします。
3 報告 ②景観計画の変更について	
○澤木会長	<p>最後に、報告案件の二つ目に移る。</p> <p>「景観計画の変更について」、事務局から報告を受ける。</p>
○福井次長	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。景観計画の変更にあたっては、本審議会への意見聴取が必要となってくることから、来年1月に予定されている審議会に先立って取組状況の報告を行うとのことである。何か意見や質問はあるか。
○山下委員	参考資料2の屋外広告物規制(素案)について、今まで府条例で適合していたものが、市条例では不適合となるものがでてくると思う。市条例ができて不適合と言われても、時間や金銭的な問題ですぐに対応できないものもでてくると思うが、どのような対応を考えているか。
○福井次長	条例については、来年の3月議会での上程を予定しており、条例制定後、半年以上の周知期間を設ける形で施行していきたいと考えている。また、屋外広告物の許可の手続きが、2年ごとの更新となっているので、次回更新時に円滑に適合してもらうための助成制度なども検討していく必要があると考えている。また、条例における経過措置の取り扱いについては今後の検討課題である。
○桂委員	現時点で市条例で不適合となる箇所数は把握されているのか。また、条例案の議決のタイミングで議員に対して市民から問い合わせがあると思うので、今の時点から対象エリアの方にはいち早く周知をお願いしたいが、今後の周知の仕方について教えていただきたい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	<p>1点目について、全市的な調査はしていないが、幹線道路沿道及び中心市街地の両駅間など特に景観形成上課題となるエリアを調査しており、屋外広告物の掲出が確認された約1700件のうち約10%が市条例に不適格となる見込みである。</p> <p>2点目について、まだ検討中のものでありすぐに周知することは考えていないが、取組み状況については、令和2年度から景観審議会の中で議論しており、議論した内容をホームページに掲載しているので、市民から問い合わせがあった際にはそちらを確認いただきたい。</p>
○桂委員	<p>現段階での周知が難しいことは理解した。また、参考資料1に掲載されているパースについて、ジェンダーの観点からスカートを着用した女性が多いのは少し気になるが、ユニバーサルデザインに配慮したものとなっており、この場を借りて感謝する。引き続きジェンダーやユニバーサルデザインに配慮したパースの作成に留意いただきたい。</p>
○大村委員	<p>壁面広告について、最近では壁面全体をデジタル広告として使用しているものもあるが、デジタル広告は規制の対象となるのか。また、広告が出される度に色彩等をチェックするのか。さらには、壁面を広告としてだけでなく、デザインとして描かれたものは規制の対象となるのか。</p>
○福井次長	<p>1点目について、壁面全体に広告物があるものについては、本市も課題認識をしており、今回の条例では縦幅の規制だけでなく、総量規制も行っていく方向で考えている。また、壁面を利用するデジタルサイネージについては、壁面広告として条例での規制を行いつつガイドラインでも誘導していきたいと考えている。</p> <p>2点目について、景観形成地区のうち色彩に配慮を求める必要がある2地区においては条例で色彩の定量的な規制を行っていくが、それ以外の区域においてはガイドラインで誘導を図っていききたいと考えている。</p> <p>3点目について、広告物かデザインかについては、案件により個別に協議していくことになると思う。</p>
○澤木会長	<p>1点目について、プロジェクションマッピングのようなものは規制の対象となるのか。</p>
○福井次長	<p>プロジェクションマッピングについては、デジタルサイネージとは異なる取扱いになると考えており、ご指摘の内容を踏まえて検討したい。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○河本委員	参考資料1の東西軸ストリートデザインガイドライン(素案)については、中央通りと東西通りの「景観のガイドライン」という観点だけでなく、実現するための推進体制や具体的なデザインなども示されていることから、1つの「まちづくり計画」であるように感じたが、どのような位置づけか。
○福井次長	<p>4章のデザイン指針までは景観的な視点が中心であり、これらを法的に担保するために景観計画に位置付けようとしている。道路沿道については、景観計画に位置付けることで事前協議を行い、誘導を図っていく。道路自体については、景観重要公共施設として位置付ける予定であり、位置付けるにあたり道路管理者である大阪府と同意協議を進めていくこととなる。また、景観重要公共施設として位置付ける東西軸について協議・検討を行うために調整会議を設置し、関係者と一緒にストリートイメージの実現に向けて取組みを進めていく予定である。</p> <p>5章以降の推進体制や沿道の利活用などについては、ガイドラインに基づき、沿道住民や事業者の方々に周知を図りながら、継続して取組みを進めていきたい。</p>
○秋元部長	景観重要公共施設として沿道の景観形成を進めていく東西軸は、中心市街地の活性化の観点やウォーカブルな人中心のまちなか形成に向けた取組とも連動した形で進めていくことになる。景観計画以外にも都市計画マスタープランや他の関連計画とも連動した形でまちづくりを進めていきたい。
○吉田友彦委員	<p>2点質問がある。1点目、参考資料3の36ページにある非自家用広告物禁止路線について、先ほど約1700件のうち約10%が市条例により不適合となると説明があり、大胆な規制ではないかという印象を持った。景観というものは人の主観による部分が多く、「どこで」「どのような」規制をするのが重要であると考えている。例えば京都の事例では、八坂神社参道や大文字山に対する景観など公共性の高いエリアや重要な路線で設定されている。規制の方法として、多くの路線を対象に大きく効果を狙うのか、それとも少ない路線を対象に少しずつ効果を広めていくのか、規制の考え方について景観審議会ではどのような議論がなされたのか。</p> <p>2点目、例えば、⑦国道171号、⑨茨木摂津線(府道1号線)、⑩南千里茨木停車場線(府道129号線)のような広域幹線において、隣接市との関係を調べたのか。</p>
○福井次長	1点目について、景観審議会において北部の山並みを大事にすべきとい

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	う意見があり、国道 171 号より北の路線を追加した経過がある。 2 点目について、府条例において、市域を跨るような路線は禁止路線に指定されており、⑦⑨⑩も元々指定されていたものを市条例でも継承していく考えである。
○岡井委員	参考資料 3 の 39 ページで第 1 ～ 3 種の許可区域に該当する用途地域に、第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域の記載がないが、全て禁止区域になっているということか。40 ページの図では許可区域にあるように見える。
○福井次長	参考資料 3 の 35 ページに記載のとおり、第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域は禁止区域という取り扱いを予定している。40 ページの図は見やすいように修正していきたい。
○長谷川路子委員	屋外広告物に規制をかけることは、視認性が下がることになると思う。特に幹線道路では近づかないと見つけにくくなり、交通が乱れないか心配であるが、交通に対する影響について景観審議会で議論されたのか。
○福井次長	参考資料 3 の 10 ページに走行速度に合わせた適切な文字数について記載している。現状、広告物の情報量が多いので、必要最低限の情報量に抑制し、車から見ても見やすいように規制・誘導しようとするものである。
○吉田友彦委員	参考資料 3 のガイドラインの中で府条例との関係について記載しておくのが良いと思うが、該当している部分はあるか。
○福井次長	ガイドラインの中では府条例との関係を明確に記載していないが、必要性などを精査したい。
○山下委員	参考資料 3 の 23 ページの公共サインについて、公共が管理しているものは対応しやすいが、民間事業者が管理しているものに対して、どのように指導・推進していくのか。また、屋内の公共サインについても、同様の考え方が必要と思うがいかがか。
○福井次長	1 点目について、今回のガイドラインでは、管理主体を問わず、公的機関が設置する公共サインの考え方を示している。民間が掲出する屋外広告物は、法の目的である景観面・安全面の観点から規制・誘導していくことになるかと考えている。 2 点目について、屋内に掲出される広告物の規制・誘導は難しいが、ご

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	意見として承る。
○澤木会長	資料3-1の18ページの事前協議について、現在は市と事業者との協議で必要に応じて景観アドバイザーなどの専門家が入るというものであるが、東西軸ストリートガイドラインにおいては、事前協議の際に地域の方々と商業事業者とが直接意見交換する場などの仕組みの構築が望ましいと考える。京都市や神戸市など景観行政が進んでいる自治体では、地域のまちづくり協議会などと一緒に事前協議を行っている事例もある。
○福井次長	まずは地域の方々に対して、景観の取組についての意識啓発や周知をしっかりと行うことが重要と考えている。今後の検討課題としたい。
○岡井委員	参考資料2の屋上広告物について、建物高さに対する割合で規制されているが、建物高さに応じた最高限度の制限はないのか。
○福井次長	最高限度の制限は定めない予定で考えている。
○岡井委員	高層の建物だとそれなりの高さの広告物が建つこととなり、山並みが見えなくなる可能性があると思うが、最高限度の制限を行わないことについて、景観審議会で議論されたのか。
○福井次長	参考資料2の屋外広告物規制（素案）については、景観審議会で議論したものである。
○澤木会長	山並みが見えなくなるようなものは、別の観点から規制・誘導していくのか。
○福井次長	屋外広告物の規制だけでなく、高度地区により建築物の高さを制限している。
○澤木会長	その他、何か意見や質問はあるか。 (意見・質問なし)
○澤木会長	意見が無いようなので、質疑を打ち切る。
○澤木会長	さて、本日の予定案件はすべて終了した。議事運営にご協力頂き感謝する。以上をもって、令和5年度第1回茨木市都市計画審議会を閉会する。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○杉浦課長代理	<p>事務局から連絡事項があればお願いします。</p> <p>活発なご議論をいただき感謝する。次回の都市計画審議会については、11月頃の開催を予定している。</p> <p>生産緑地地区の案件の状況により、常務委員会での開催となる場合もあるので、追って連絡する。</p> <p>また、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画中間見直しに関する常務委員会については、10月頃の開催を予定している。後日、対象委員の皆様へ日程調整の連絡をする。</p> <p>事務局からは以上である。</p> <p style="text-align: center;">(11時35分閉会)</p>